

大分県こども食堂応援補助事業実施要領

1 目的

この事業は、こども食堂においてこども達が楽しく遊んだり、学んだりできることを目的に大分県こども食堂応援補助金交付要綱、及び大分県こども食堂応援補助事業実施要領の定めるところにより実施する。

2 実施主体

この事業の実施主体は、こども食堂を運営する社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体や地域住民団体等（ただし、おおいたこども食堂ネットワーク加入団体に限る。）とする。

3 補助対象経費

こども食堂で活用する以下の購入に要する経費。

ただし、1カ所あたり300千円を限度とし、1点100千円未満の以下の物品とする。

遊具、図書、学習教材・機材、楽器、その他知事が特に認めた物品

4 事業内容

上記2の実施主体で大分県こども食堂応援補助金交付要綱に基づく補助を希望する者は、「大分県こども食堂応援補助金事業計画書」（別紙 様式1）を作成し、誓約書（別紙 様式2）を添えて、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

県は、「大分県こども食堂応援補助金事業計画書」を審査し適切と認める場合、大分県こども食堂応援補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書の提出のために内示通知を行うものとする。

なお、予算の範囲内により審査を行うため、全額交付することができない場合がある。

5 適用期日

この要領は、令和5年度の予算から適用する。

大分県子ども食堂応援補助金事業計画書

(単位：円)

	内容	積算内訳
遊具		
図書		
学習教材・機材		
楽器		
その他		
計		

計は30万円以内、1点10万円未満とすること。

また、予算の都合等により補助金交付できない場合もあるので留意すること。

所在地 〒

団体名

代表者役職・氏名

担当者氏名

連絡先電話番号

メールアドレス

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日